

<目次>

改正前	改正後
「証券取引約款・規定集」 (2021年4月版)	「証券取引約款・規定集」 (2024年1月版)
証券総合取引約款-----2	証券総合取引約款-----2
証券振替決済口座管理規定-----5	証券振替決済口座管理規定-----5
投資信託累積投資約款-----9	投資信託累積投資約款-----9
「いよぎん積立投信」取扱規定-----10	「いよぎん積立投信」取扱規定-----10
特定口座約款-----12	特定口座約款-----12
非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款----15	非課税上場株式等管理、 <u>非課税累積投資および特定非課税累積投資</u> に関する約款--15

「証券取引約款・規定集」

<証券総合取引約款>

改正前	改正後
<p><b>第2条（証券総合取引の利用）</b>                      お客さまは、この約款に基づいて、次の各号に掲げる約款・規定に係る取引等をいつでもご利用いただけます。</p> <p>①証券振替決済口座管理規定                      ②投資信託累積投資約款                      ③「いよぎん積立投信」取扱規程                      ④特定口座約款                      ⑤非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款</p>	<p><b>第2条（証券総合取引の利用）</b>                      お客さまは、この約款に基づいて、次の各号に掲げる約款・規定に係る取引等をいつでもご利用いただけます。</p> <p>①証券振替決済口座管理規定                      ②投資信託累積投資約款                      ③「いよぎん積立投信」取扱規程                      ④特定口座約款                      ⑤非課税上場株式等管理、<u>非課税累積投資および特定非課税累積投資</u>に関する約款</p>
<p>付則                      第1条 この約款は、<u>2020年7月13日</u>より適用します。</p>	<p>附則                      この約款は、<u>2024年1月1日</u>より適用します。</p>

<証券振替決済口座管理規定（附則部分）>

改正前	改正後
<p>付則                      第1条 この約款は、<u>2020年7月13日</u>より適用します。</p>	<p>附則                      この約款は、<u>2024年1月1日</u>より適用します。</p>

<投資信託累積投資約款>

改正前	改正後
<p><b>第1条（約款の趣旨）</b>                      3. この約款に別段の定めがないときには、「証券総合取引約款」「証券振替決済口座管理規定」「特定口座約款」「対象となる投資信託の投資信託約款または目論見書」「非課税上場株式等管理<u>および非課税累積投資</u>に関する約款」によるものとします。</p>	<p><b>第1条（約款の趣旨）</b>                      3. この約款に別段の定めがないときには、「証券総合取引約款」「証券振替決済口座管理規定」「特定口座約款」「対象となる投資信託の投資信託約款または目論見書」「非課税上場株式等管理、<u>非課税累積投資および特定非課税累積投資</u>に関する約款」によるものとします。</p>
<p><b>第4条（個別累積投資取引の申込方法）</b>                      1. お客さまは、個別銘柄の累積投資取引を開始するときは、前条により本契約を締結したうえで、当行所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署</p>	<p><b>第4条（個別累積投資取引の申込方法）</b>                      1. お客さまは、個別銘柄の累積投資取引を開始するときは、前条により本契約を締結したうえで、当行所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署</p>

改正前	改正後
<p>名押印し、これを当行に提出することによって申し込むものとします。ただし、当行が累積投資取引の対象としていない投資信託については当該申込みをすることはできません。なお、当行が累積投資取引の対象として定める投資信託であって、別に定める「非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款」に定める非課税累積投資契約に基づき、お客さまの非課税口座に設けられた累積投資勘定で行う取引（以下「つみたてNISA」といいます。）での取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄のうち、当行が指定するものについては、「非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款」第10条第2項に定める場合等を除き、つみたてNISA以外の累積投資取引による取得のお申込みや、累積投資取引によらない取得のお申込みをすることはできません。</p> <p>2. 累積投資取引のうち「いよぎん積立投信」の申込方法等については『「いよぎん積立投信」取扱規定』によるものとし、つみたてNISAでのお申込みをされる場合には、「非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款」の規定にも従うものとします。</p>	<p>名押印し、これを当行に提出することによって申し込むものとします。ただし、当行が累積投資取引の対象としていない投資信託については当該申込みをすることはできません。なお、当行が累積投資取引の対象として定める投資信託であって、別に定める「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款」に定める特定非課税累積投資勘定で行う取引（以下「つみたて投資枠」といいます。）での取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄のうち、当行が指定するものについては、「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款」第10条第2項に定める場合等を除き、つみたて投資枠以外の累積投資取引による取得のお申込みや、累積投資取引によらない取得のお申込みをすることはできません。</p> <p>2. 累積投資取引のうち「いよぎん積立投信」の申込方法等については『「いよぎん積立投信」取扱規定』によるものとし、つみたて投資枠でのお申込みをされる場合には、「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款」の規定にも従うものとします。</p>
<p style="text-align: center;">付則</p> <p>第1条 この約款は、2019年5月7日より適用します。</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>この約款は、2024年1月1日より適用します。</p>

< 「いよぎん積立投信」取扱規定 >

改正前	改正後
<p><b>第1条（規定の趣旨）</b></p> <p>2. この規定に定めがないときには、対象となる投資信託の投資信託約款、目論見書および当行の「投資信託累積投資約款」「証券振替決済口座管理規定」（お客さまが、当行の「非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款」（以下「NISA約款」といいます。）に基づいて、非課税口座に設けられた累積投資勘定で行う取引（以下「つみたてNISA」といいます。）で買付けをすることができる投資信託の銘柄については、「NISA約款」を含みます。）その他の約款・規定等により取り扱います。なお、お客さまが「NISA約款」に基づき、つみたてNISAでの買付けをすることができる投資信託の銘柄のうち、当行が指定するものについては、つみたてNISA以外の累積投資取引による取得のお申込みや、累積投資取引によらない取得のお申込みをすることはできません。</p>	<p><b>第1条（規定の趣旨）</b></p> <p>2. この規定に定めがないときには、対象となる投資信託の投資信託約款、目論見書および当行の「投資信託累積投資約款」「証券振替決済口座管理規定」（お客さまが、当行の「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款」（以下「NISA約款」といいます。）に基づいて、非課税口座に設けられた特定累積投資勘定で行う取引（以下「つみたて投資枠」といいます。）で買付けをすることができる投資信託の銘柄については、「NISA約款」を含みます。）その他の約款・規定等により取り扱います。なお、お客さまが「NISA約款」に基づき、つみたて投資枠での買付けをすることができる投資信託の銘柄のうち、当行が指定するものについては、つみたて投資枠以外の累積投資取引による取得のお申込みや、累積投資取引によらない取得のお申込みをすることはできません。</p>
<p><b>第3条（買付ファンドの選定）</b></p> <p>1. 本サービスの対象となる投資信託は、当行が選定する投資信託（以下「選定ファンド」といいます。）とします。なお、お客さまがつみたてNISAで買付けできる投資信託の銘柄については、当行が別途選定した銘柄のみを選定銘柄とします。</p>	<p><b>第3条（買付ファンドの選定）</b></p> <p>1. 本サービスの対象となる投資信託は、当行が選定する投資信託（以下「選定ファンド」といいます。）とします。なお、お客さまがつみたて投資枠で買付けできる投資信託の銘柄については、当行が別途選定した銘柄のみを選定銘柄とします。</p>
<p><b>第5条（申込内容の変更）</b></p> <p>2. 「非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款」（以下「NISA約款」といいます。）に定める非課税累積投資契約に基づく本サービスのご利用については、お客さまが「NISA約款」に規定する勘定の種類を累積投資勘定から非課税管理勘定に変更する場合、その変更</p>	<p><b>第5条（申込内容の変更）</b> (削除)</p>

改正前	改正後
<p>により新たな非課税管理勘定が設定される日までに、<u>当行所定の書面により必要事項を記入のうえ、本サービスを解約してください。</u></p> <p>3. お客さまのお申し出による内容の変更、本サービスの解約は、申込日の3営業日目（申込日を含みます。）以降に最初に到来する振替日の口座振替分から適用されるものとします</p>	<p>2. お客さまのお申し出による内容の変更、本サービスの解約は、申込日の3営業日目（申込日を含みます。）以降に最初に到来する振替日の口座振替分から適用されるものとします</p>
<p><b>第6条（買付代金の引落とし等）</b></p> <p>3. 指定買付金額は、1指定ファンド1千円以上、1千円単位とします。ただし、お客さまが<u>つみたてNISA</u>で買付けをする場合には、当該指定銘柄の購入の代価（指定買付金額から、第7条第5項に規定するお申込手数料および消費税を除いたものとし、当該手数料がゼロの場合は指定買付金額と同額とします。）の年ごとの合計額が40万円を超えることとなるような指定買付金額の指定はできないものとします。なお、<u>つみたてNISA</u>での買付けは定期的に継続して行う必要があり、1回当たりの買付金額は、原則として「40万円を1年当たりの買付回数で除した金額」とされています。また、毎月の買付金額は、上記のとおり一定額である必要があることから、毎月の買付金額の上限を超えて先にその年の非課税投資枠を使い切り、非課税投資枠を使い切った後は課税口座での買付けとする取扱いは認められないため、指定買付金額の上限額は<u>33千円</u>とします。</p>	<p><b>第6条（買付代金の引落とし等）</b></p> <p>3. 指定買付金額は、1指定ファンド1千円以上、1千円単位とします。ただし、お客さまが<u>つみたて投資枠</u>で買付けをする場合には、当該指定銘柄の購入の代価（指定買付金額から、第7条第5項に規定するお申込手数料および消費税を除いたものとし、当該手数料がゼロの場合は指定買付金額と同額とします。）の年ごとの合計額が120万円を超えることとなるような指定買付金額の指定はできないものとします。なお、<u>つみたて投資枠</u>での買付けは定期的に継続して行う必要があり、1回当たりの買付金額は、原則として「120万円を1年当たりの買付回数で除した金額」とされています。また、毎月の買付金額は、上記のとおり一定額である必要があることから、毎月の買付金額の上限を超えて先にその年の非課税投資枠を使い切り、非課税投資枠を使い切った後は課税口座での買付けとする取扱いは認められないため、指定買付金額の上限額は<u>10万円</u>とします。</p>
<p><b>第12条（本サービスの解約）</b></p> <p>2. 前項に定める場合のほか、お客さまが「<u>非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款</u>」（以下「<u>NISA約款</u>」といいます。）の規定に基づく本サービスのご利用について、次の各号のいずれかに該当することとなる場合、当行はお客さまに事前通知することなく本サービスを解約することができるものとします。</p> <p>① <u>お客さまが当該約款第9条の3の規定により累積投資勘定から非課税管理勘定への勘定の変更を行う場合</u></p> <p>② 「<u>NISA約款</u>」第14条の規定に基づき、非課税口座が廃止される場合</p> <p>③ <u>お客さまが「NISA約款」第5条第2項または第6条第2項の規定により累積投資勘定を廃止する場合</u></p> <p>④ 「<u>NISA約款</u>」第2条第1項に定める、累積投資勘定の勘定設定期間が終了する場合</p>	<p><b>第12条（本サービスの解約）</b></p> <p>2. 前項に定める場合のほか、お客さまが「<u>NISA約款</u>」の規定に基づく本サービスのご利用について、次の各号のいずれかに該当することとなる場合、当行はお客さまに事前通知することなく本サービスを解約することができるものとします。</p> <p>① <u>（削除）</u></p> <p>① 「<u>NISA約款</u>」第14条の規定に基づき、非課税口座が廃止される場合</p> <p>② <u>お客さまが「NISA約款」第5条第2項または第6条第2項の規定により特定累積投資勘定を廃止する場合</u></p> <p>④ <u>（削除）</u></p>
<p style="text-align: center;"><u>付則</u></p> <p>第1条 この約款は、<u>2019年5月7日</u>より適用します。</p>	<p style="text-align: center;"><u>附則</u></p> <p>この約款は、<u>2024年1月1日</u>より適用します。</p>

<特定口座約款>

改正前	改正後
<p><b>第1条（約款の趣旨）</b></p> <p>2. お客さまと当行の間における、各サービス、取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、諸法令およびこの約款に定めがある場合を除き、「証券総合取引約款」「証券振替決済口座管理規定」「非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款」等他の約款・規定の定めるところによるものとします。</p>	<p><b>第1条（約款の趣旨）</b></p> <p>2. お客さまと当行の間における、各サービス、取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、諸法令およびこの約款に定めがある場合を除き、「証券総合取引約款」「証券振替決済口座管理規定」「非課税上場株式等管理、<u>非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款</u>」等他の約款・規定の定めるところによるものとします。</p>

改正前	改正後
<p><b>第6条（特定口座を通じた取引）</b>  3. 第1項にかかわらず、法第37条の14第5項第1号に定める非課税口座（以下「非課税口座」といいます。）を開設されているお客さま（購入については、その年分の非課税管理勘定が当行の非課税口座に設けられているお客さまに限ります。）については、国内非上場公募株式投資信託受益権（以下「株式投資信託」といいます。）の取引を当該非課税口座に設けられる非課税管理勘定で行うか、特定口座で行うかを選択していただくものとします</p>	<p><b>第6条（特定口座を通じた取引）</b>  3. 第1項にかかわらず、法第37条の14第5項第1号に定める非課税口座（以下「非課税口座」といいます。）を開設されているお客さま（購入については、その年分の特定非課税管理勘定が当行の非課税口座に設けられているお客さまに限ります。）については、国内非上場公募株式投資信託受益権（以下「株式投資信託」といいます。）の取引を当該非課税口座に設けられる特定非課税管理勘定で行うか、特定口座で行うかを選択していただくものとします</p>
<p style="text-align: center;">付則</p> <p><b>第1条</b> この約款は、<u>2019年5月7日</u>より適用します。</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>この約款は、<u>2024年1月1日</u>より適用します。</p>

<非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款>

改正前	改正後
<p><b>第1条（約款の趣旨）</b>  1. この約款は、お客さま（第2条第7項に規定するお客さまに限ります。）が租税特別措置法（以下「法」といいます。）第9条の8による非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税の特例および法第37条の14による非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下これらの特例を併せて「特例」といいます。）の適用を受けるため、株式会社伊予銀行（以下「当行」といいます。）に開設する非課税口座に係る非課税上場株式等管理契約および非課税累積投資契約（法第37条の14第5項第2号および第4号に規定されるものをいいます。以下同じです。）に関する事項を定めるものです。  2. お客さまが当行で、この約款に基づき、法第37条の14第5項第4号に規定する非課税累積投資契約を締結されるには、併せて当行との間で「投資信託累積投資約款」「『いよぎん積立投信』取扱規定」に基づき累積投資取引をお申込みください。</p>	<p><b>第1条（約款の趣旨）</b>  1. この約款は、お客さま（第2条第7項に規定するお客さまに限ります。）が租税特別措置法（以下「法」といいます。）第9条の8による非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税の特例および法第37条の14による非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下これらの特例を併せて「特例」といいます。）の適用を受けるため、株式会社伊予銀行（以下「当行」といいます。）に開設する非課税口座に係る非課税上場株式等管理契約、非課税累積投資契約および特定非課税累積投資契約（法第37条の14第5項第2号、第4号および第6号に規定されるものをいいます。以下同じです。）に関する事項を定めるものです。  2. お客さまが当行で、この約款に基づき、法第37条の14第5項第6号に規定する特定非課税累積投資契約を締結されるには、併せて当行との間で「投資信託累積投資約款」「『いよぎん積立投信』取扱規定」に基づき累積投資取引をお申込みください。</p>
<p><b>第2条（非課税口座開設届出書等の提出）</b>  1. お客さまが特例の適用を受けるため、当行に非課税口座の開設を申し込まれる際には、法第37条の14第5項第1号に規定する「非課税口座開設届出書」に必要な事項を記載のうえ、署名し、法その他の法令で定める一定の書類を添付して提出してください。  2. 前項にかかわらず、お客さまが、すでに他の金融商品取引業者等に非課税口座を開設し、当該非課税口座に非課税管理勘定（この契約に基づき非課税口座での取引において振替口座簿へ記載または記録がされる株式投資信託（第3条の「株式投資信託」をいいます。次項においても同様です。）について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014年から2023年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。以下「非課税管理勘定の勘定設定期間内の各年」といいます。）に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じです。）または累積投資勘定（この契約に基づき非課税口座での取引において振替口座簿へ記載または記録がされる株式投資信託について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018年から2042年までの各</p>	<p><b>第2条（非課税口座開設届出書等の提出）</b>  1. お客さまが特例の適用を受けるため、当行に非課税口座の開設を申し込まれる際には、法第37条の14第5項第1号に規定する「非課税口座開設届出書」に必要な事項を記載のうえ、署名し、法その他の法令で定める一定の書類を添付して提出してください。  2. 前項にかかわらず、お客さまが、すでに他の金融商品取引業者等に非課税口座を開設し、当該非課税口座に特定累積投資勘定（この契約に基づき、非課税口座での取引において振替口座簿へ記載または記録がされる株式投資信託（第3条の「株式投資信託」をいいます。次項においても同様です。）について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、法第37条の14第5項第7号の規定に基づき、2024年以後の各年に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じです。）ならびに特定非課税管理勘定（この契約に基づき、非課税口座での取引において振替口座簿へ記載または記録がされる株式投資信託について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、法第37条の14第5項第8号の規定に基づき、2024年以後の各年に非課税口座に設けられ</p>

改正前	改正後
<p>年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。以下「累積投資勘定の勘定設定期間内の各年」といいます。）に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じです。）が設けられている場合において、当該非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられた日の属する勘定設定期間内に、当行に非課税口座を開設しようとする場合には、当行所定の非課税口座開設届出書に、勘定廃止通知書（法第 37 条の 14 第 5 項第 9 号に規定するものをいいます。以下同じです。）を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年 10 月 1 日から開設しようとする年の 9 月 30 日までに提出してください。</p> <p>3. 前二項にかかわらず、お客さまが、非課税口座を廃止された場合において、当該非課税口座が廃止された日の属する勘定設定期間内に、当行に非課税口座を再開しようとする場合には、当行所定の非課税口座開設届出書に、非課税口座廃止通知書（法第 37 条の 14 第 5 項第 10 号に規定するものをいいます。以下同じです。）を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年 10 月 1 日から開設しようとする年の 9 月 30 日までに提出してください。ただし、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定にすでに株式投資信託の受入れをしているときは、当該廃止した日の属する年の 10 月 1 日以降でなければ、当該書類を受理することができません。</p> <p>4. 第 1 項から第 3 項の際、お客さまには租税特別措置法施行規則（以下「施行規則」といいます。）第 18 条の 15 の 3 第 24 項において準用する施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき、同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類および住民票の写し、健康保険の被保険者証、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類をご提示いただき、氏名、生年月日、住所および個人番号（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいいます。以下同じです。）（お客さまが租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）第 25 条の 13 第 32 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受けていただきます。</p> <p>7. 非課税口座の開設ができるのは、当該口座を開設する日の属する年の 1 月 1 日において満 20 歳以上である居住者（法第 2 条第 1 号の 2 に規定するものをいいます。以下同じです。）または国内に恒久的施設を有する非居住者（法第 2 条第 1 号の 2 に規定する者をいいます。以下同じです。）のお客さまに限られます。</p> <p>8. 成年年齢に係る 2019 年税制改正に伴い、2023 年 1 月 1 日より、前項の「20 歳」を「18 歳」に読み替えます。その場合、2023 年 1 月 1 日時点で 19 歳、20 歳である者は同日に 18 歳を迎えたものとみなされます。以下、同じです。</p>	<p>るものをいいます。以下同じです。）が設けられている場合において、当該特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が設けられた日の属する勘定設定期間内に、当行に非課税口座を開設しようとする場合には、当行所定の非課税口座開設届出書に、勘定廃止通知書（法第 37 条の 14 第 5 項第 9 号に規定するものをいいます。以下同じです。）を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年 10 月 1 日から開設しようとする年の 9 月 30 日までに提出してください。</p> <p>3. 前二項にかかわらず、お客さまが、非課税口座を廃止された場合において、当該非課税口座が廃止された日の属する勘定設定期間内に、当行に非課税口座を再開しようとする場合には、当行所定の非課税口座開設届出書に、非課税口座廃止通知書（法第 37 条の 14 第 5 項第 10 号に規定するものをいいます。以下同じです。）を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年 10 月 1 日から開設しようとする年の 9 月 30 日までに提出してください。ただし、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定もしくは特定非課税管理勘定にすでに株式投資信託の受入れをしているときは、当該廃止した日の属する年の 10 月 1 日以降でなければ、当該書類を受理することができません。</p> <p>4. 第 1 項から第 3 項の際、お客さまには租税特別措置法施行規則（以下「施行規則」といいます。）第 18 条の 15 の 3 第 19 項において準用する施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき、同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類および住民票の写し、健康保険の被保険者証、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類をご提示いただき、氏名、生年月日、住所および個人番号（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいいます。以下同じです。）（お客さまが租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）第 25 条の 13 第 32 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受けていただきます。</p> <p>7. 非課税口座の開設ができるのは、当該口座を開設する日の属する年の 1 月 1 日において満 18 歳以上である居住者（法第 2 条第 1 号の 2 に規定するものをいいます。以下同じです。）または恒久的施設を有する非居住者（法第 2 条第 1 号の 2 に規定する者をいいます。以下同じです。）のお客さまに限られます。</p> <p>8. (削除)</p> <p>(新設)</p> <p>8. 2023 年 12 月 31 日においてお客さまが当行に非課税口座を開設しており、当該非課税口座に同年分の非課税管理勘定または累積投資勘定を設定している場合には、当行は、お客さまが 2024 年 1 月 1 日において、当行と租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号ハに定める特定非課税累積投資契約を締結したものとみなして、同日に特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を設定します。ただし、同日において当行に、第 6 条第 1 項に定める非課税口座廃止届出書の提出をしたお客さまは除かれます。</p>

改正前	改正後
<p><b>第3条（非課税管理勘定および累積投資勘定における処理）</b></p> <p>1. 非課税上場株式等管理契約に基づいた非課税口座内の株式投資信託受益権（法第37条の14第1項に規定する「非課税口座内上場株式等」のうち、当行が取り扱う国内非上場公募株式投資信託受益権をいいます。以下「株式投資信託」といいます。）の振替口座簿への記載または記録は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定において処理します。</p> <p>2. 非課税累積投資契約に基づいた非課税口座内の株式投資信託の振替口座簿への記載または記録は、非課税口座に設けられた累積投資勘定において処理します。</p>	<p><b>第3条（非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定における処理）</b></p> <p>1. 非課税上場株式等管理契約に基づいた非課税口座内の株式投資信託受益権（法第37条の14第1項に規定する「非課税口座内上場株式等」のうち、当行が取り扱う国内非上場公募株式投資信託受益権をいいます。以下「株式投資信託」といいます。）の振替口座簿への記載または記録は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定において処理します。</p> <p>2. 非課税累積投資契約に基づいた非課税口座内の株式投資信託の振替口座簿への記載または記録は、非課税口座に設けられた累積投資勘定において処理します。</p> <p>(新設)</p> <p>3. <u>特定非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、非課税口座に設けられた特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において処理します。</u></p>
<p><b>第4条（非課税管理勘定の設定）</b></p> <p>1. お客さまが特例の適用を受けるための非課税管理勘定の勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。</p> <p>2. 当行に非課税口座を開設しているお客さまで、その年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が他の金融商品取引業者等に開設した非課税口座に設けられることになっている場合または設けられていた場合において、当行の非課税口座に当該年分の非課税管理勘定を設けようとする場合には、当該年分の非課税管理勘定が設けられる年の前年10月1日からその年の9月30日までの間に、当行に廃止通知書を提出してください。ただし、提出いただく廃止通知書が非課税口座の廃止により交付されたもので、廃止した日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定にすでに株式投資信託の受入れをしているときは、当該廃止した日の属する年の10月1日以降でなければ、当該廃止通知書を受理することができません。</p> <p>3. すでに当行に非課税口座を開設しているお客さまが、新たな勘定設定期間に係る非課税管理勘定を当該非課税口座に設けようとする場合には、当該勘定設定期間に係る廃止通知書、および法その他の法令で定める一定の書類を当行に提出してください。この場合、第2条第1項および第4項の規定を準用します。</p> <p>4. <u>非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年1月1日（非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、廃止通知書が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。</u></p>	<p><b>第4条（特定累積投資勘定の設定）</b></p> <p>1. お客さまが特例の適用を受けるための特定累積投資勘定は、<u>2024年以後の各年において設けられます。</u></p> <p>2. 当行に非課税口座を開設しているお客さまで、その年分の特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が他の金融商品取引業者等に開設した非課税口座に設けられることになっている場合または設けられていた場合において、当行の非課税口座に当該年分の特定累積投資勘定を設けようとする場合には、当該年分の特定累積投資勘定が設けられる年の前年10月1日からその年の9月30日までの間に、当行に廃止通知書を提出してください。ただし、提出いただく廃止通知書が非課税口座の廃止により交付されたもので、廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定にすでに株式投資信託の受入れをしているときは、当該廃止した日の属する年の10月1日以降でなければ、当該廃止通知書を受理することができません。</p> <p>3. すでに当行に非課税口座を開設しているお客さまが、新たな勘定設定期間に係る特定累積投資勘定を当該非課税口座に設けようとする場合には、当該勘定設定期間に係る廃止通知書、および法その他の法令で定める一定の書類を当行に提出してください。この場合、第2条第1項および第4項の規定を準用します。</p> <p>4. <u>特定累積投資勘定は、2024年以後の各年1月1日（非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、廃止通知書が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。</u></p>
<p><b>第4条の2（累積投資勘定の設定）</b></p> <p>1. お客さまが特例の適用を受けるための累積投資勘定は、<u>累積投資勘定の勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。</u></p> <p>2. <u>前条第2項の規定は、当行に非課税口座を開設しているお客さまで、その年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が他の金融商品取引業者</u></p>	<p><b>第4条の2（特定非課税管理勘定の設定）</b></p> <p>1. お客さまが特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定は、<u>第4条の特定累積投資勘定と同時に設けられます。</u></p> <p>(以下削除)</p>



改正前	改正後
<p>等に開設した非課税口座に設けられることになっている場合または設けられていた場合において、当行の非課税口座に当該年分の累積投資勘定を設けようとする場合に準用します。</p> <p>3. 前条第3項の規定は、すでに当行に非課税口座を開設しているお客さまが、新たな勘定設定期間に係る累積投資勘定を当該非課税口座に設けようとする場合に準用します。</p> <p>4. 累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつてはその提出の日）において設けられ、廃止通知書が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があつた日（累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日）において設けられます。</p>	
<p><b>第5条（金融商品取引業者等変更届出書の提出および非課税管理勘定または累積投資勘定の廃止）</b></p> <p>1. お客さまが当行に開設されている非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定または累積投資勘定を他の金融商品取引業者等に開設する非課税口座に設けようとする場合には、当該非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられる日の属する年の前年10月1日からその年の9月30日までの間に、当行に金融商品取引業者等変更届出書（法第37条の14第13項に規定するものをいいます。以下同じです。）を提出してください。この場合、当該非課税管理勘定または累積投資勘定にすでに株式投資信託の受入れをしているときは、当該金融商品取引業者等変更届出書を受理することができません。</p> <p>2. 当行が前項に規定される金融商品取引業者等変更届出書を受理した場合において、他の金融商品取引業者等に設けようとする年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が当行にすでに設けられているときは、当該非課税管理勘定または累積投資勘定は、当該金融商品取引業者等変更届出書を受理したときに廃止されます。</p> <p>3. 第1項に規定される金融商品取引業者等変更届出書を提出された日の属する年の翌年以後の各年（同日の属する勘定設定期間内の各年に限り）においては、第4条第1項または前条第1項の規定にかかわらず、当行に開設された非課税口座に新たな非課税管理勘定は設けられません。ただし、第4条第2項または前条第2項の規定による場合は、この限りではありません。</p>	<p><b>第5条（金融商品取引業者等変更届出書の提出および特定累積投資勘定ならびに特定非課税管理勘定の廃止）</b></p> <p>1. お客さまが当行に開設されている非課税口座に設けられるべき特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を他の金融商品取引業者等に開設する非課税口座に設けようとする場合には、当該特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年の前年10月1日からその年の9月30日までの間に、当行に金融商品取引業者等変更届出書（法第37条の14第13項に規定するものをいいます。以下同じです。）を提出してください。この場合、当該特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定にすでに株式投資信託の受入れをしているときは、当該金融商品取引業者等変更届出書を受理することができません。</p> <p>2. 当行が前項に規定される金融商品取引業者等変更届出書を受理した場合において、他の金融商品取引業者等に設けようとする年分の特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が当行にすでに設けられているときは、当該特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定は、当該金融商品取引業者等変更届出書を受理したときに廃止されます。</p> <p>3. 第1項に規定される金融商品取引業者等変更届出書を提出された日の属する年の翌年以後の各年（同日の属する勘定設定期間内の各年に限り）においては、第4条第1項または前条第1項の規定にかかわらず、当行に開設された非課税口座に新たな非課税管理勘定、累積投資勘定、または特定累積投資勘定もしくは特定非課税管理勘定は設けられません。ただし、第4条第2項の規定による場合は、この限りではありません。</p>
<p><b>第6条（非課税口座廃止届出書の提出）</b></p> <p>1. お客さまが特例の適用を受けることをやめる場合には、非課税口座廃止届出書（法第37条の14第16項に規定するものをいいます。以下同じです。）を提出してください。</p> <p>2. 前項の非課税口座廃止届出書の提出を受けた場合、その提出を受けたときに当該非課税口座は廃止され、当該非課税口座に受け入れられていた株式投資信託については、特例の適用を受けることはできません。</p> <p>3. 第1項に規定される非課税口座廃止届出書の提出を、1月1日から9月30日までの間に受けた場合において、廃止しようとする非課税口座に</p>	<p><b>第6条（非課税口座廃止届出書の提出）</b></p> <p>1. お客さまが特例の適用を受けることをやめる場合には、非課税口座廃止届出書（法第37条の14第16項に規定するものをいいます。以下同じです。）を提出してください。</p> <p>2. 前項の非課税口座廃止届出書の提出を受けた場合、その提出を受けたときに当該非課税口座は廃止され、当該非課税口座に受け入れられていた株式投資信託については、特例の適用を受けることはできません。</p> <p>3. 第1項に規定される非課税口座廃止届出書の提出を、1月1日から9月30日までの間に受けた場合において、廃止しようとする非課税口座に</p>

改正前	改正後
<p>その年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられているとき、または当該提出を10月1日から12月31日までの間に受けた場合において、廃止しようとする非課税口座に翌年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられることとされているときは、当行はお客さまに対し、非課税口座廃止通知書を交付します。</p>	<p>その年分の<u>特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定</u>が設けられているとき、または当該提出を10月1日から12月31日までの間に受けた場合において、廃止しようとする非課税口座に翌年分の<u>特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定</u>が設けられることとされているときは、当行はお客さまに対し、非課税口座廃止通知書を交付します。</p>
<p><b>第7条（非課税管理勘定終了時の取扱い）</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>非課税管理勘定は、その設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日において終了します。</li> <li>前項の規定にかかわらず、<u>第5条第2項または前条第2項の規定により非課税管理勘定を廃止する場合には、同各項に定める日に当該非課税管理勘定は終了します。</u></li> <li>前二項の終了時点で非課税管理勘定に係る株式投資信託は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。 <ol style="list-style-type: none"> <li>①お客さまから当行に対して第8条第2号に基づく非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合 <u>非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管</u></li> <li>②お客さまが当行に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管</li> <li>③前各号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管</li> </ol> </li> </ol>	<p><b>第7条（非課税管理勘定終了時の取扱い）</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>非課税管理勘定は、その設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日において終了します。</li> <li>前項の規定にかかわらず、<u>前条第2項の規定により非課税管理勘定を廃止する場合には、同項に定める日に当該非課税管理勘定は終了します。</u></li> <li>前二項の終了時点で非課税管理勘定に係る株式投資信託は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。 <ol style="list-style-type: none"> <li>①（削除）</li> <li>①お客さまが当行に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管</li> <li>②前号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管</li> </ol> </li> </ol>
<p><b>第7条の2（累積投資勘定終了時の取扱い）</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>累積投資勘定は、その設けられた日の属する年の1月1日から20年を経過した日において終了します。</li> <li>前項の規定にかかわらず、<u>第5条第2項または第6条第2項の規定により累積投資勘定を廃止する場合には、同各項に定める日に当該累積投資勘定は終了します。</u></li> </ol>	<p><b>第7条の2（累積投資勘定終了時の取扱い）</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>累積投資勘定は、その設けられた日の属する年の1月1日から20年を経過した日において終了します。</li> <li>前項の規定にかかわらず、<u>第6条第2項の規定により累積投資勘定を廃止する場合には、同項に定める日に当該累積投資勘定は終了します。</u></li> </ol>
	<p>（新設）</p> <p><b>第7条の3（特定累積投資勘定終了時の取扱い）</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li><u>特定累積投資勘定は、第5条第2項もしくは第6条第2項の規定により特定累積投資勘定が廃止された場合は、同各項に定める日に終了します。</u></li> <li><u>前項の終了時点で、特定累積投資勘定に係る株式投資信託は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。</u> <ol style="list-style-type: none"> <li>①お客さまから当行に対して「非課税口座内上場株式等の非課税口座から特定口座への移管依頼書」の提出があった場合 特定口座への移管</li> <li>②前号に掲げる場合以外の場合 一般口座への移管</li> <li>③お客さまが、特定累積投資勘定に係る株式投資信託と同一銘柄の株式投資信託を一般口座において保管されている場合には、お客さまは、<u>当該株式投資信託を一般口座へ移管する旨を依頼するものとします。</u></li> </ol> </li> </ol>
	<p>（新設）</p> <p><b>第7条の4（特定非課税管理勘定終了時の取扱い）</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li><u>特定非課税管理勘定は、第5条第2項もしくは第6条第2項の規定により特定非課税管理勘定が廃止された場合は、同各項に定める日に終了し</u></li> </ol>



改正前	改正後
	<p>たします。</p> <p>2. 前項の終了時点で、特定非課税管理勘定に係る株式投資信託は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。</p> <p>①お客さまから当行に対して「非課税口座内上場株式等の非課税口座から特定口座への移管依頼書」の提出があった場合 特定口座への移管</p> <p>②前号に掲げる場合以外の場合 一般口座への移管</p> <p>3. お客さまが、特定非課税管理勘定に係る株式投資信託と同一銘柄の株式投資信託を一般口座において保管されている場合には、お客さまは、当該株式投資信託を一般口座へ移管する旨を依頼するものとします。</p>
<p><b>第8条（非課税管理勘定に受け入れる株式投資信託の範囲）</b>  当行は、お客さまの非課税口座に設けられる非課税管理勘定には、次の各号に定める株式投資信託のみを受け入れます。</p> <p>①次に掲げる株式投資信託で、当該非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受入れた株式投資信託の取得対価の額（イの場合、購入した株式投資信託についてはその購入の代価の額、ロの移管により所定の方法で受け入れる株式投資信託についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。第10条第2項において同じです。）の合計額が120万円（2015年までは100万円。以下同様とします。（②により受け入れた株式投資信託がある場合には、当該株式投資信託の移管に係る払出し時の金額を控除した金額））を超えないもの</p> <p>イ. お客さまが、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当行で募集の取扱いにより取得した当行が取り扱う株式投資信託で、その取得後直ちに非課税管理勘定に受け入れるもの</p> <p>ロ. 他年分非課税管理勘定（当該非課税管理勘定を設けたお客さまの非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定、または当該非課税口座が開設されている当行の営業所に開設された未成年者口座（法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座をいいます。以下同じです。）に設けられた未成年者非課税管理勘定（同項第3号に規定する非課税管理勘定をいいます。以下同じです。））から、施行令第25条の13第10項各号の規定に基づき移管がされる株式投資信託（②に掲げるものを除きます。）</p> <p>②施行令第25条の13第11項により読み替えて準用する同条第10項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から、当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる株式投資信託</p> <p>③当該非課税管理勘定で管理されている株式投資信託の分割または併合により取得するもので、当該分割または併合に係る株式投資信託の非課税管理勘定への受入れを、振替口座簿に記載または記録をする方法により行うもの</p>	<p>(削除)</p>
<p><b>第8条の2（累積投資勘定に受け入れる株式投資信託の範囲）</b>  1. 当行は、お客さまの非課税口座に設けられる累積投資勘定には、お客さまが当行と締結した累積投資契約（当行の「投資信託累積投資約款」「いよぎん積立投信」取扱規定）に基づく契約をいいます。以下同じです。）に基づいて取得した次に掲げる株式投資信託（法第37条の14第1項第</p>	<p>(削除)</p>

改正前	改正後
<p>2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款において施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限ります。）のみを受け入れます。</p> <p>①第4条の2第4項の規定に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた株式投資信託の取得対価の額（購入した株式投資信託についてはその購入の代価の額をいいます。）の合計額が40万円を超えないもの</p> <p>②当該累積投資勘定で管理されている株式投資信託の分割または併合により取得するもので、当該分割または併合に係る株式投資信託の累積投資勘定への受け入れを、振替口座簿に記載または記録をする方法により行うもの</p> <p>2. 累積投資勘定における公募株式投資信託の取引については、販売および解約に係る手数料、ならびに取引口座の管理、維持等に係る口座管理料はいたしません。</p> <p>3. お客さまが当行において、非課税累積投資契約に基づき累積投資勘定に受け入れた株式投資信託について、その株式投資信託に係る投資信託約款の変更や流動性の低下等により、法第37条の14または施行令第25条の13第15項の要件を満たさなくなり、または平成29年内閣府告示第540号第5条に規定する対象商品廃止等届出書が提出されたことで、当行の「投資信託累積投資約款」「『いよぎん積立投信』取扱規定」によりお客さまが取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄から除外されることとなった場合には、当該投資信託については、当該告示第5条第1項各号に該当することとなる日において、非課税口座から課税口座に払い出されます。</p>	
	<p>(新設)</p> <p><b>第8条（特定累積投資勘定に受け入れる株式投資信託の範囲）</b></p> <p>1. 当行は、お客さまの非課税口座に設けられる特定累積投資勘定には、お客さまが当行と締結した累積投資契約（当行の「投資信託累積投資約款」「『いよぎん積立投信』取扱規定」に基づく契約をいいます。以下同じです。）に基づいて取得した次に掲げる株式投資信託（法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款において施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもの限り、以下、これを「特定累積投資上場株式等」といいます。）のみを受け入れます。</p> <p>①第4条第4項の規定に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた株式投資信託の取得対価の額（購入した株式投資信託についてはその購入の代価の額をいいます。）の合計額が120万円を超えないもの。ただし、特定累積投資上場株式等を当該口座に受け入れた場合に、当該取得対価の額の合計額、同年において当該口座に受け入れている、第8条の2第1項第一号イの</p>

改正前	改正後
	<p>株式投資信託の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額（同年の前年 12 月 31 日にお客さまが特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に受け入れている上場株式等の購入の代価の額に相当する金額として政令で定める金額をいいます。）の合計額が 1,800 万円を超えることとなることにおける当該特定累積投資上場株式等を除きます。</p> <p>② 当該特定累積投資勘定で管理されている株式投資信託の分割または併合により取得するもので、当該分割または併合に係る株式投資信託の特定累積投資勘定への受け入れを、振替口座簿に記載または記録をする方法により行うもの</p> <p>2. 特定累積投資勘定における公募株式投資信託の取引については、販売および解約に係る手数料、ならびに取引口座の管理、維持等に係る口座管理料はいただきません。</p> <p>3. お客さまが当行において、特定非課税累積投資契約に基づき特定累積投資勘定に受け入れた株式投資信託について、その株式投資信託に係る投資信託約款の変更や流動性の低下等により、法第 37 条の 14 または施行令第 25 条の 13 第 15 項の要件を満たさなくなり、または平成 29 年内閣府告示第 540 号第 5 条に規定する対象商品廃止等届出書が提出されたこと、当行の「投資信託累積投資約款」「『いよぎん積立投信』取扱規定」によりお客さまが取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄から除外されることとなった場合には、当該投資信託については、当該告示第 5 条第 1 項各号に該当することとなる日において、非課税口座から課税口座に払い出されます。</p>
	<p>(新設)</p> <p><b>第 8 条の 2 (特定非課税管理勘定に受け入れる株式投資信託の範囲)</b></p> <p>1. 当行は、お客さまの非課税口座に設けられる特定非課税管理勘定には、次の各号に定める株式投資信託のみを受け入れます。</p> <p>① お客さまが、第 4 条の 2 に基づき特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの期間（本号において、「受入期間」といいます。）に当行で募集の取扱いにより取得した株式投資信託で、その取得後直ちに特定非課税管理勘定に受け入れたもののうち、その取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいいます。）の合計額が 240 万円を超えないもの。ただし、当該株式投資信託を当該口座に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなることにおける当該株式投資信託を除きます。</p> <p>1. 当該取得対価の額の合計額および特定非課税管理勘定基準額（当該属する年の前年 12 月 31 日にお客さまが特定非課税管理勘定に受け入れている株式投資信託の購入の代価の額に相当する金額として政令で定める金額をいいます。）の合計額が 1,200 万円を超える場合</p> <p>2. 当該受入期間内に受け入れた株式投資信託の取得対価の額の合計額、当該受入期間に係る特定非課税管理勘定が設けられた日の属する年において当該口座に受け入れている、第 8 条第 1 項第 1 号に係る特定累積投資上場株式等の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額の合計額が 1,800 万円を超える場合</p> <p>② 当該特定非課税管理勘定で管理されている株式投資信託の分割または併合により取得するもので、当該分割または併合に係る株式投資信託の</p>

改正前	改正後
	<p>非課税管理勘定への受入れを、振替口座簿に記載または記録をする方法により行うもの</p> <p>2. 特定非課税管理勘定には、第1項第1号イに掲げる上場株式等で次のいずれかに該当するものを受け入れることができません。</p> <p>① その上場株式等が上場されている金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄または上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されているもの</p> <p>② 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託および投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口または特定受益証券発行信託の受益権で、同法第4条第1項に規定する委託者指図型投資信託約款（外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）、同法第67条第1項に規定する規約（外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類する書類）または信託法第3条第1号に規定する信託契約において法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資（租税特別措置法第25条の13第15項第2号に規定する目的によるものを除きます。）として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの</p> <p>③ 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で、委託者指図型投資信託約款に、次の定めがあるもの以外のもの</p> <p>イ. 信託契約期間を定めないことまたは20年以上の信託契約期間が定められていること</p> <p>ロ. 収益の分配は、1月以下の期間ごとに行わないこととされており、かつ信託の計算期間ごとに行うこととされていること</p>
<p><b>第9条（譲渡の方法）</b>  お客さまは、非課税管理勘定または累積投資勘定において振替口座簿への記載または記録がされている株式投資信託の譲渡については、当行に対して譲渡する方法または当該譲渡に係る金銭の交付が当行の本支店を経由して行われる方法により行うものとします。</p>	<p><b>第9条（譲渡の方法）</b>  お客さまは、非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載または記録がされている株式投資信託の譲渡については、当行に対して譲渡する方法または当該譲渡に係る金銭の交付が当行の本支店を経由して行われる方法により行うものとします。</p>
<p><b>第9条の2（累積投資勘定を設定した場合の所在地確認）</b></p> <p>1. 当行は、お客さまから提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」（「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」（施行令第25条の13の2第1項に規定されるものをいいます。以下本条および第13条第1項において同じです。）の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。）に記載または記録されたお客さまの氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（お客さまが初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。）から1年を経過する日までの間（以下「確認期間」といいます。）に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客さまから氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受</p>	<p><b>第9条の2（累積投資勘定、または特定累積投資勘定ならびに特定非課税管理勘定を設定した場合の所在地確認）</b></p> <p>1. 当行は、お客さまから提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」（「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」（施行令第25条の13の2第1項に規定されるものをいいます。以下本条および第13条第1項において同じです。）の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。）に記載または記録されたお客さまの氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（お客さまが初めて非課税口座に累積投資勘定、または特定累積投資勘定ならびに特定非課税管理勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。）から1年を経過する日までの間（以下「確認期間」といいます。）に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客さまから氏名、住所または個人</p>

改正前	改正後
<p>けた場合を除きます。</p> <p>①当行がお客さまから施行規則第 18 条の 12 第 4 項に規定する住所等確認書類の提示またはお客さまの施行令第 25 条の 13 第 8 項第 2 号に規定する特定署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類または特定署名用電子証明書等に記載または記録がされた当該基準経過日における氏名および住所</p> <p>②当行からお客さまに対して書類を郵送し、当該書類にお客さまが当該基準経過日における氏名および住所を記載して、当行に対して提出した場合 お客さまが当該書類に記載した氏名および住所</p> <p>2. 前項本文の場合において、確認期間内にお客さまの基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客さまの非課税口座に係る累積投資勘定に株式投資信託の受け入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客さまの氏名および住所を確認できた場合またはお客さまから氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。</p>	<p>番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合を除きます。</p> <p>①当行がお客さまから施行規則第 18 条の 15 の 3 第 6 項に規定する住所等確認書類の提示またはお客さまの施行令第 25 条の 13 第 17 項第 1 号に規定する署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類または署名用電子証明書等に記載または記録がされた当該基準経過日における氏名および住所</p> <p>②当行からお客さまに対して書類を郵送し、当該書類にお客さまが当該基準経過日における氏名および住所を記載して、当行に対して提出した場合 お客さまが当該書類に記載した氏名および住所</p> <p>2. 前項本文の場合において、確認期間内にお客さまの基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客さまの非課税口座に係る特定累積投資勘定ならびに特定非課税管理勘定に株式投資信託の受け入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客さまの氏名および住所を確認できた場合またはお客さまから氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。</p>
<p><b>第 9 条の 3 (非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き)</b>  お客さまが当行に開設した非課税口座に設けられた勘定の種類を変更しようとする場合には、当行に対して「非課税口座異動届出書」(施行令第 25 条の 13 の 2 第 2 項に規定されるものをいいます。以下本条において同じです。)をご提出いただく必要があります。(ただし、当該異動届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に株式投資信託の受け入れが行われていた場合には、当該提出された年の勘定の種類を変更することはできず、「非課税口座異動届出書」を提出された年の翌年以後に設けられることとなっている勘定の種類を変更することができません。)</p>	<p>(削除)</p>
<p><b>第 10 条 (非課税口座での取引である旨のお申し出)</b>  1. お客さまが非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に、当行での募集の取扱いにより、非課税上場株式等管理契約に基づき取得した株式投資信託を当該非課税管理勘定に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に、非課税累積投資契約に基づき、累積投資勘定に受け入れようとする場合は当該契約締結の際に、当行に対して非課税口座での取引である旨お申し出いただきます。当該お申し出がない場合は、特定口座または一般口座に受け入れさせていただきます。なお、非課税累積投資契約においては、当該各年の累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間 (以下「受入期間」といいます。) に取得することとなる株式投資信託の購入の代価が、40 万円を超えることとなる累積投資契約は、締結することができません。</p> <p>2. 前項の規定により、当該非課税管理勘定で受け入れようとする場合にお</p>	<p><b>第 10 条 (非課税口座での取引である旨のお申し出)</b>  1. お客さまが特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に、当行での募集の取扱いにより、第 8 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づき取得した株式投資信託を当該特定非課税管理勘定に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に、また、累積投資契約により特定非課税管理勘定に受入れようとする場合、または累積投資契約により第 8 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、特定累積投資勘定に受け入れようとする場合は当該累積投資契約締結の際に、当行に対して非課税口座での取引である旨お申し出いただきます。当該お申し出がない場合は、特定口座または一般口座に受け入れさせていただきます。なお、特定累積投資勘定に受入れようとする場合の累積投資契約においては、当該各年の特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間 (以下「受入期間」といいます。) に取得することとなる株式投資信託の購入の代価が、120 万円を超えることとなる累積投資契約は、締結することができません。</p> <p>2. 前項の規定により、当該特定非課税管理勘定で受け入れようとする場合</p>

改正前	改正後
<p>いて、受け入れようとする株式投資信託の取得対価の額の合計額が <u>120 万円</u>を超える場合には、当該 <u>120 万円</u>を超える部分の株式投資信託について、<u>非課税累積投資契約の場合において、分配金再投資その他（分配金再投資は、当該年分および過去の年分の累積投資勘定で保有する株式投資信託の分配金に限ります。）</u>による株式投資信託の取得により、受入期間に受け入れた株式投資信託の取得対価の額の合計額が <u>40 万円</u>を超える場合は、当該 <u>40 万円</u>を超える部分の株式投資信託については、<u>特定口座または一般口座に受け入れさせていただきます。</u></p> <p>3. お客さまが非課税口座で保有されている株式投資信託を譲渡されるに際して、非課税口座および非課税口座以外の口座で同一銘柄の株式投資信託を保有されている場合には、非課税口座でのお取引である旨をお申し出いただくものとします。なお、お客さまが当行の非課税口座で保有されている株式投資信託を譲渡される場合において、当該株式投資信託と同一の銘柄を複数の非課税管理勘定に受け入れられている場合もしくは複数の累積投資勘定に受け入れられている場合には、先に受け入れられたものから譲渡することとさせていただきます。</p>	<p>において、受け入れようとする株式投資信託の取得対価の額の合計額が <u>240 万円</u>を超える場合には、当該 <u>240 万円</u>を超える部分の株式投資信託について、<u>特定非課税累積投資契約の場合において、分配金再投資その他（分配金再投資は、当該年分および過去の年分の累積投資勘定または特定累積投資勘定で保有する株式投資信託の分配金に限ります。）</u>による株式投資信託の取得により、受入期間に受け入れた株式投資信託の取得対価の額の合計額が <u>120 万円</u>を超える場合は、当該 <u>120 万円</u>を超える部分の株式投資信託については、<u>特定口座または一般口座に受け入れさせていただきます。</u></p> <p>3. お客さまが非課税口座で保有されている株式投資信託を譲渡されるに際して、非課税口座および非課税口座以外の口座で同一銘柄の株式投資信託を保有されている場合には、非課税口座でのお取引である旨をお申し出いただくものとします。なお、お客さまが当行の非課税口座で保有されている株式投資信託を譲渡される場合において、当該株式投資信託と同一の銘柄を複数の非課税管理勘定に受け入れられている場合もしくは複数の累積投資勘定に受け入れられている場合、<u>または複数の特定累積投資勘定もしくは複数の特定非課税管理勘定に受け入れられている場合には、先に受け入れられたものから譲渡することとさせていただきます。</u></p>
<p><b>第 11 条（非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知）</b>  法 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、<u>非課税管理勘定または累積投資勘定から株式投資信託の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、第 8 条第 1 号ロおよび第 2 号に規定する移管に係るもの、第 8 条第 3 号または第 8 条の 2 第 1 項第 2 号によるものおよび特定口座への移管に係るものを除きます。）</u>があった場合には、当行は、お客さま（相続または遺贈による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により、当該非課税口座に係る非課税口座内株式投資信託であった株式投資信託を取得したお客さま）に対し、当該払出しがあった株式投資信託の法第 37 条の 14 第 4 項による払出し時の価額および数量、払出しの事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法等により通知します。</p>	<p><b>第 11 条（非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知）</b>  法 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、<u>非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定から株式投資信託の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、第 8 条第 1 項第 2 号または第 8 条の 2 第 1 項第 2 号によるものおよび特定口座への移管に係るものを除きます。）</u>があった場合には、当行は、お客さま（相続または遺贈による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により、当該非課税口座に係る非課税口座内株式投資信託であった株式投資信託を取得したお客さま）に対し、当該払出しがあった株式投資信託の法第 37 条の 14 第 4 項による払出し時の価額および数量、払出しの事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法等により通知します。</p>
<p><b>第 12 条（非課税口座年間取引報告書の送付）</b>  当行は、法第 37 条の 14 第 35 項の定めるところにより非課税口座年間取引報告書を作成し、翌年 1 月 31 日までに所轄税務署長に提出します。</p>	<p><b>第 12 条（非課税口座年間取引報告書の送付）</b>  当行は、法第 37 条の 14 第 34 項および施行令第 25 条の 13 の 7 の定めるところにより非課税口座年間取引報告書を作成し、翌年 1 月 31 日までに所轄税務署長に提出します。</p>
<p><b>第 13 条（届出事項の変更）</b>  非課税口座開設届出書等の提出後に、当行にお届出いただいた氏名、住所その他の届出事項に変更があったときには、お客さまは遅滞なく非課税口座異動届出書により当行にお届出いただくこととします。また、その変更が氏名または住所に係るものであるときは、お客さまには住民票の写し、健康保険の被保険者証、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類をご提示いただき、確認させていただきます。</p>	<p><b>第 13 条（届出事項の変更）</b>  非課税口座開設届出書等の提出後に、当行にお届出いただいた氏名、住所、<u>個人番号</u>その他の届出事項に変更があったときには、お客さまは遅滞なく非課税口座異動届出書により当行にお届出いただくこととします。また、その変更が氏名、住所または<u>個人番号</u>に係るものであるときは、お客さまには「<u>個人番号カード</u>」等および住民票の写し、健康保険の被保険者証、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類をご提示いただき、確認させていただきます。</p>
付則	附則

改正前	改正後
第1条 この約款は、2019年5月7日より適用します。	この約款は、2024年1月1日より適用します。